

厚生労働省発基労0213第1号

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

別紙「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

平成26年2月13日

厚生労働大臣 田村 憲久

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係)

第一 延滞金の軽減

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十八条第一項に規定する労働保険料に係る延滞金の割合について、各年の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合については当該特例基準割合に年七・三パーセントを加算した割合とし、年七・三パーセントの割合については当該特例基準割合に年一パーセントを加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントを超える場合には、年七・三パーセントの割合)とするものとする。 (附則第十二条関係)

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十七年一月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。